

「特定商取引に関する法律」に基づく行政処分について

岡山県は、a r i g a t o uこと藤原正繁（以下「同人」という。）に対し、令和8年1月19日付けで特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく行政処分（指示）を行いましたので、同条第2項の規定に基づき公表します。

記

1 事業者の概要

- (1) 氏名 a r i g a t o uこと藤原正繁（ふじわら まさしげ）（61歳）
- (2) 住所 岡山市北区西古松
- (3) 取引行為 下水掃除・修理、防腐防カビ処理等の役務提供の訪問販売

2 取引の概要

同人は、消費者宅を訪問し、下水掃除・修理、防腐防カビ処理等の役務提供（以下「本件役務提供」という。）の契約締結について勧誘し、当該消費者宅で契約を締結するなどの訪問販売を行っていた。

3 処分（指示）の内容

今回の違反行為について、その改善計画を令和8年2月19日までに岡山県知事に文書で報告すること。

4 処分の原因となる事実

同人は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認められた。

(1) 氏名等の不明示

同人は、本件役務提供の契約締結について勧誘を行う際に、その勧誘に先立って、氏名、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び役務の種類を明らかにしていなかった。

これは、旧法第3条及び法第3条の規定に違反する。

(2) 契約書面の交付義務違反（記載不備）

同人は、本件役務提供の契約を締結した際、当該契約の内容を明らかにする書面を役務の提供を受ける者に交付していたが、当該書面には、支払いの時期及び方法、赤枠の

中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」、契約の解除に関する事項の一部を記載していなかった。

これは、法第5条第1項の規定に違反する。

(3) 契約書面の交付義務違反（記載不備）

同人は、本件役務提供の契約を締結した際、本件役務を提供し、本件役務の代価の全部を受領したとき、本件役務の提供を受けた者に、直ちに交付することが義務付けられている本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には、赤枠の中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」、契約の解除に関する事項の一部を記載していなかった。

これは、旧法第5条第2項及び法第5条第2項の規定に違反する。

（注）旧法とは、改正前の特定商取引に関する法律のことであり、本件は行為日によって適用する法が異なる。

5 取引事例

事例1

令和2年10月頃、岡山市内の消費者A宅を突然訪問しマンホールを点検し、帰って来た家人に、a r i g a t o uの代表者藤原正繁は氏名を告げることなく「マンホールの点検をしている、修繕が必要だ、直さないと大変なことになる」等と告げ下水修理の契約締結について勧誘を行いその場で契約を締結した。同日修理を完了させ代金を全額受領しているが、交付していた本契約の内容を明らかにする書面には、赤枠の中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」を記載していなかった。

事例2

令和4年11月頃、岡山市内の消費者B宅を突然訪問した際に、a r i g a t o uの代表者藤原正繁は氏名を告げることなく「排水マスの清掃をさせて下さい、5箇所あるようなので2万円になります」等と告げて下水掃除の契約締結について勧誘を行いその場で契約を締結した。同日清掃を完了させ代金を全額受領しているが、交付していた本契約の内容を明らかにする書面には、赤枠の中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」が記載されず、クーリング・オフに関する事項の一部を記載していなかった。

同年12月頃には、「床下に入らせて下さい、床下の除湿、殺菌消毒をさせて下さい」等と告げて床下に入って確認した後に、シリカゲル（調湿剤）、カビ殺菌の契約締結について勧誘を行いその場で契約を締結し、同日交付した契約の内容を明らかにする書面には、支払いの時期、赤枠の中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」が記載されず、クーリング・オフに関する事項の一部を記載していなかった。

事例 3

令和 6 年 5 月頃、倉敷市内の消費者 C 宅を突然訪問した際に、a r i g a t o u の代表者藤原正繁は氏名を告げることなく「排水マスを見せて下さい」と告げたのみで勧誘目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにすることなく下水掃除や排水マスの底上げ下水修理の契約締結について勧誘を行いその場で契約を締結した。同日下水掃除及び修理を完了させ代金を全額受領しているが、交付していた本契約の内容を明らかにする書面には、赤枠の中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」が記載されず、クーリング・オフに関する事項の一部を記載していなかった。

事例 4

令和 6 年 10 月頃、倉敷市内の消費者 D 宅を突然訪問した際に、a r i g a t o u の代表者藤原正繁は氏名を告げることなく「排水マスを見せて下さい」と告げたのみで、勧誘目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにすることなくマンホールを見て、下水掃除等の契約締結について勧誘を行いその場で契約を締結した。同日掃除を完了させ代金を全額受領しているが、交付していた本契約の内容を明らかにする書面には、赤枠の中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」が記載されず、クーリング・オフに関する事項の一部を記載していなかった。

翌日には、「床下を見るから」と告げたのみで、勧誘目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにすることなく床下を見て、防腐、防カビ処理、白アリ消毒の契約締結について勧誘を行いその場で契約を締結した。同日交付していた本契約の内容を明らかにする書面には、支払いの方法、赤枠の中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」が記載されず、クーリング・オフに関する事項の一部を記載していなかった。